

昭和三十七年五月九日

内閣總理大臣總監

大蔵大臣

内閣總理大臣總監

大蔵大臣

の御旨賜日付、即ち三十九年五月十日を以て

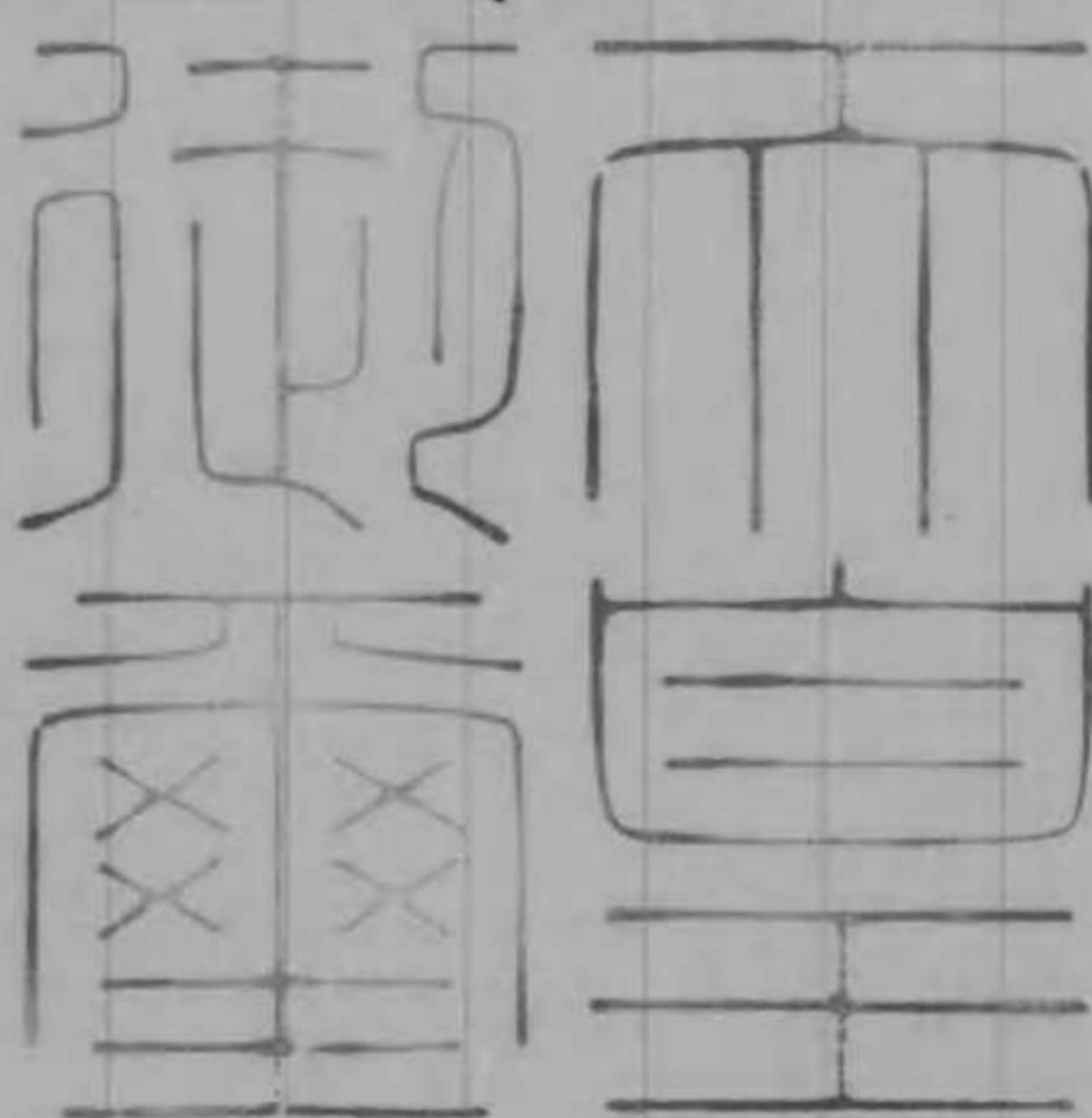
寄附金ナシノメテの日本國大勲勳章の日本國公勳章に關する暗合
寄附公勳の各幕員む並置を定める指掌の一暗を如五する指掌中
の複合を御定する。

る指掌（昭和三十九年指掌第十二号）眼鏡一處の貯金に基ひ
内閣總理大臣總監の各幕員む並置を定める指掌の一暗を如五を
暗合眼鏡一處の貯金による指掌（昭和三十九年指掌第十二号）
寄附公勳の各幕員む並置を定める指掌の一暗を如五する指

合眼鏡一百八十八号

公職選挙法施行令の一部を改正す
る政令をここに公布する。

祇仁



昭和三十七年五月十日

月

日

内閣総理大臣 池田勇人

内閣

政令第百九十九号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第八百号）の規定に基づき、
この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次の
よう改正する。

目次中「第四章 投票（第二十四条—第四十九条）」を「第四章

第四章

投票（第二十四条—第四十九条）

の二 記号式投票（第四十九条の二—第四十九条の六）」に、「第

第十二章

投票（第二十四条—第四十九条の四）」を「第十二章の二 推薦団体

二十九条の二—第三百二十九条の四）」を「第十二章の三 政党その

他の政治団体の選挙における政治活動（第三百二十九条の五・第三百二

九条の二—第三百二十九条の五）」の選挙の特例（運動）へ

改定

他の政治団体の選挙における政治活動（第三百二十九条の五・第三百二

の四)

十九条の六)に改める。

第百三十四条の次に次の二条を加える。

(引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書)

第三十四条の二 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で從前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、現に住所を有する市町村の長に対して、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の交付を申請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有すると認めるときは、直ちに^{同項の}証明書を交付しなければならない。

第三十五条第一項中「確認した後」の下に「へ同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で從前の市町村に

おいて当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものにあつては、あわせて、法第四十四条第二項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認した後)」を加える。

第四十七条第一項中「第五項」を「第七項」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 記号式投票

(記号式投票による選挙の選挙期日の延期等)

第四十九条の二 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条第六項に規定する政令で定める日は、法第八十六条第十一項の規定により候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた旨の告示があつた日以後次の各号の区分による日に当たる日とする。ただし、その日が法第三十三条第五項~~及~~法第三十四条第六項又は法第一百十九条第三項

の規定により告示した期日後次の各号の区分による日に当たる日後となる場合には、当該当たる日とする。

- 一 郡道府県知事の選挙にあつては、十五日
 - 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長の選挙にあつては、十日
 - 三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市の長の選挙にあつては、六日
 - 四 町村(市)長の選挙にあつては、五日
- 2 法第四十六条の二各二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条第七項に規定する政令で定める日は、法第八十六条第十一項の規定により候補者が死亡し、又は候補者たるとを辞したものとみなされた旨の告示があつた日後前項各号の区分による日に当たる日とする。
- 3 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することと

された法第八十六条第八項に規定する政令で定める日は、次の各号の区分による日とする。

- 一 都道府県知事の選挙にあつては、その選挙の期日前十二日
- 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長の選挙にあつては、その選挙の期日前七日
- 三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市の長の選挙にあつては、その選挙の期日前五日
- 四 町村(市)長の選挙にあつては、その選挙の期日前四日

但し、法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第二百二十六条第二項に規定する政令で定める日は、十五日とする。

(記号式投票による選挙における投票の記載方法)

第四十九条の三 法第四十六条の二第一項に規定する方法により投票を行なう選挙へ以下「記号式投票による選挙」という。の投票における○の記号の記載方法は、当該選挙に関する事務を管理

する選舉管理委員会の定めるところにより、○の記号を目盛る方法若しくは○の記号をあらわす印をおす方法又はこれらの方^自法をあわせた方法によるものとする。

(投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序の決定方法)

第四十九条の四 記号式投票による選舉において、投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序は、法第八十六条第一項及び第二項の期間が経過した後へ法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条第六項又は第七項に規定する事由が生じた場合は、前項のくじをあらためて行なうものとする。ただし、同条第六項に規定する事由が第四十九条の二

第一項ただし書の規定により定められた日に係る同条第三項各号に規定する日後に生じたとき、又は法第八十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条第七項に規定する事由が第四十九条の二第二項の規定により定められた日に係る同条第三項各号に規定する日後に生じたときは、前項のくじをあらためて行なわないものとする。

3 候補者はその代人は、第一項のくじに立ち会うことができる。
4 当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会は、あらかじめ第一項のくじを行なう場所及び日時を告示しなければならない。

(候補者が死亡した場合等における投票用紙における候補者の表
示方法等)

第四十九条の五 前条第二項ただし書の場合は、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会の定めるところにより、すでに調製された投票用紙へ以下この表において「既製の投票用

紙」という。」で死亡し、若しくは候補者たることを辞したものとみなされた者に關する部分を~~消除~~したものを用い、又は既製の投票用紙をそのまま用いることができる。

2 前項に規定する~~消除~~は、都道府県知事の選舉にあつては、都道府県の選舉管理委員会の定めるところにより都道府県の選舉管理委員会又は市町村の選舉管理委員会が、市町村長の選舉にあつては、市町村の選舉管理委員会が行なうものとし、同項の規定により既製の投票用紙をそのまま用いる場合には、市町村の選舉管理委員会は~~選舉~~の當該の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた者がある旨の掲示をしなければならない。

3 前二項の規定は、記号式投票による選舉において、法第八十六条第九項の規定により届出を却下した場合について準用する。この場合において、「死亡し、又は候補者たることを辞したものとするもの」とする。

規定

(記号式投票による選舉における關係者の適用の特例)

第四十九条の六 記号式投票による選舉の場合においては、第四十一条第四項中「候補者の氏名」とあるのは「○の記号」と、第四十七条第一項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」と、第七十条中「第八十六条第七項」とあるのは「第八十六条第六項又は第七項」と、第八十三条中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」と、第五十二条中「若しくは滞在している」を「滞在し、若しくは居住している」に改め、同項第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

5 都道府県の議会の議員又は長の選舉において、法第九条第五項

の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合又はその者に代わつて船長、病院の院長、国立保養所の所長、監獄の長、代用監獄の管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が前項の規定による請求をする場合においては、第一項の選挙管理委員会の委員長に、法第四十四条第二項に規定する文書を提示しなければならない。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

五　法第四十九条第五号に掲げる事由に關しては、居住地の市町村長

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「対照して」の下に「(一)都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第五項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、あわせて、第五十条第五項の規定により提示された文書について、その者が引き続くき当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して」を加えメ

開条第二項中「若しくは滞在中」を「、滞在中若しくは居住中」に改める。

第五十五条第一項に次の一号を加える。

五　法第四十九条第五号に掲げる事由によつて交付を受けた場合は、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長又はその現に居住している地の市町村の選挙管理委員会の委員長

第五十七条第一項中「又は第四号」を「、第四号又は第五号」に、「若しくは滞在する」を「滞在し、若しくは居住する」に改め、同条第二項中「又は第四号」を「、第四号又は第五号」に改める。

第七十条第一項中「第八十六条第五項」を「第八十七項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に改める。

第八十三条中「第五項」を「第七項」に改める。

第八十八条第一項中「候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及びその者の属する政党その他の政治団体の名称並びに」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。
第九十二条第一項中「及び候補者」を「並びに候補者」に改め、「市町村の長」及び「区の長」の下に「及び選挙管理委員会」を加え、同条第三項中「は、その候補者が死亡したことを知つた場合」を「はその候補者が死亡したことを見つた場合において、候補者の住所地の市町村の選挙管理委員会（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区の選挙管理委員会）はその候補者につき法第十一条第三項の通知を受けた場合」に改め、同条第四項前段中「死亡し」の下に「、法第八十六条第九項の規定によりその届出を却下され」を加える。

第一百二条から第一百四条まで中「第五項」を「第七項」に改める。
第一百九条の次に次の二条を加える。

（選挙運動のために使用できる自動車）

第一百九条の二 法第一百四十二条第三項に規定する政令で定める乗用の自動車は、次の各号に定めるものとする。

- 一 司機の議会の議員及び長の選挙イ 乗車定員十人以下の乗用自動車でロ及びヘに該当するもの以外のもの（二輪自動車、側車付のものを含む。次項において同じ。）以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。
- ロ 乗車定員四人以上の小型自動車へ上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開閉できるもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。
- ハ 四輪駆動式の自動車で車両重量二トン以下のものへ上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。

除く。)

二キ 下町村の議会の議員及び長の選挙

下前号に規定するものへ小型貨物自動車を除く。)

前項第一号の規定の適用については、同号に規定する自動車へ
二輪自動車を除く。) 上面、側面又は後面の全部又は一部
が構造上開閉できるものをその上面、側面又は後面の全部又は一
部(側面又は後面にある窓を除く。)を走行中開いて使用してい
る場合は、当該自動車は、上面、側面又は後面の全部又は一部が
構造上開放されているものとみなす。

(通常葉書の表示)

第百九条の三 法第百四十二条第二項の規定により郵政省において
通常葉書に表示をする場合においては、有料無料を区別して選挙
用である旨の表示をしなければならない。

第百十一条の三を第百十一条の四とし、第百十一条の二を第百十
一条の三とし、第百十一条の次に次の二条を加える。

(都道府県の設置する任意制ポスター掲示場)

第百十一条の二 法第百四十四条の四の規定によつて都道府県の議
会の議員の選挙についてポスター掲示場を設けることとした場合
においては、市町村の選挙管理委員会は、当該都道府県の条例の
定めるところにより、ポスター掲示場の設置に関する事務を行な
わなければならない。

第百二十六条の二中「第百七十四条第三項」を「第百七十五条の
二項二項」に改める。

第百二十七条を次のように改める。

(選挙運動に関する支出金額の制限額)

第百二十七条 参議院全国選出議員の選挙に係る法第百九十四条第
一項に規定する政令で定める額は、大百五十万円とし、その他の選

率に係る同項に規定する政令で定める金額（以下この条において「人數割額」という。）及び政令で定める額（以下この条において「固定額」という。）は、次の表の上欄に掲げる選舉の種類に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に定めるところによる。

選挙の種類	人數割額	固定額
衆議院議員の選挙	十円五十銭	百二十万円
参議院地方選出議員の選挙		
都道府県知事の選挙	一円五十銭	二百萬円
都道府県の議会の議員の選挙	十七円	三十五万円

地方自治法第二百五十二条の十 員の選挙	二十七円	三十五万円
地方自治法第二百五十二条の十 九第一項の指定都市の議会の議 員の選挙	一円	百 万 円
地方自治法第二百五十二条の十 九第一項の指定都市以外の市の 議会の議員の選挙	百三十五円	十五 万 円
地方自治法第二百五十二条の十 九第一項の指定都市以外の市の 長の選挙	十円五十銭	二十五万円
町村の議会の議員の選挙	二百二十円	五 万 円
町村長の選挙	十万円	

前項の表の中欄に掲げる人数割額に当該上欄に掲げる選挙の種類に応する法第百九十四条第一項各号の区分による数を乗じて得た額が、当該下欄に掲げる固定額の参議院地方選出議員及び都道府県知事の選挙にあつては^(二・五)、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市の長の選挙にあつては六倍に相当する額（以下この項において「相当する額」という。）をこえるときは、当該人數割額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該相当する額を当該区分による数で除して得た額とする。

（選挙の一部無効による再選挙及び締延投票の場合の選挙運動に不関する支出金額の制限額）

第一百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第百九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び第二欄に掲げる再選挙の行なわれる区域の区分に応じ、当該第三欄に掲げる額に当該再選挙の期登録されている者の總数を除して得た数）を乗じて得た額と当該第四欄に掲げる額とを合算した額とする。

第一欄（選挙の種類）	第二欄（再選挙の行なわれる区域）	第三欄	第四欄
参議院全国選出議員の選挙	一の都道府県の区域	六十銭	八十万円
一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域	一の都の区域又は一の地方自治法第二百	六十銭	五十万円
	六円二十銭	三十万円	

定都府以外の区域	選舉の市長の 選舉の町村の選會	一の町村の一都の区域	九円五十銭	六万円
町村×長の一の町村の一都の区域	一の町村の選會	十三円	三万五千円	

選舉の一部無効による再選舉が開票の表の第二欄に掲げる再選舉の行なわれた区域の二以上をあわせた区域を区域として行なわれる場合における同表第三欄及び第四欄に掲げる項については、次の表の上欄に掲げる当該再選舉の行なわれた区域の区分に応じて、當該区域をそれぞれ当該下欄に掲げる区域とみなして、同項の規定を適用する。

<p>(一) 当該区域に一以上の都道府県の区域が含まれて いる場合</p> <p>(二) (一)に掲げる場合を除くほか、当該区域に一の地方自治法第二百五十二条第一項の十九第一項の指定都市の区域が含まれて いる場合</p> <p>(三) (一)及び(二)に掲げる場合を除くほか、当該区域に 一以上の郡の区域又は一以上の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市の 区域が含まれて いる場合</p> <p>(四) (一)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該区 域に一以上の町村の区域が含まれて いる場合</p>	<p>一の都道府県の区域</p> <p>の五十の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域</p> <p>定二地一 都三条方の自都の区 市以外九法第二百五 の市一二百五 の区 城指十の</p>
--	---

3 前二項の規定によつて算出した額が、その再選挙の期日の告示の日において当該再選挙を必要とするにいたつた選挙の選舉運動に関する支出金額の制限額を算出した場合における当該選挙の選舉運動の百分の六十に相当する額をこえる場合には、当該再選挙の場合における選挙運動に関する支出金額の制限額は、前二項の規定にかかわらず当該百分の六十に相当する額とする。

4 法第百九十五条第一項の規定により投票を行なう場合における法第百九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、前三項の規定に準じて算出した額の範囲内で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会へ参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会（以下「中央選挙管埋会」とする。）が定める額とする。

5 第一項、第三項及び前項の場合において百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

（長の選挙の期日を延期する場合の選挙運動に関する支出金額の不制限額）

第一百二十七条の三 法第八十六条第七項及び法第一百二十六条第二項（これらの規定及び法第八十六条第六項の規定について法第四十一条の二第二項の規定を適用する場合を含む。）の規定によつて、選挙の期日が延期される場合における法第一百九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、法第一百四十四条第一項第四号の規定による額に、その額に十分の一へ法第八十六条第六項若しくは第七項又は法第一百二十六条第二項の規定について法第四十六条

の二第二項の規定を適用する場合にあつては、法第三十三条第五項、法第三十四条第六項又は法第三十九条第三項の規定により告示した期日から法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条第六項若しくは第七項又は第一百二十六条第二項の規定により告示された期日の前日までの期間の日数に五十分の一を乗じて得た数）を乗じて得た額（百円未満の端数がある場合においては、その端数は、百円とする。）を加えた額とする。

第百二十八条中「法第九十五条第一項各号」を「第百二十七条の二第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（報酬の支給を受けることができる選舉運動に從事する者）

第百二十八条の二 法第九十七条の二第三項に規定する政令で定める員数は、次の各号に定めるところによる。

一 衆議院議員、參議院議員及び都道府県知事の選舉にあつては、三十八人

二 都道府県の議会の議員の選舉にあつては、一百五十一人

三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員の選舉にあつては、一百五十一人

四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長の選舉にあつては、一百五十一人

五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市の議会の議員の選舉にあつては、一百三人

六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市の長の選挙にあつては、10人

七 町村の議会の議員の選挙にあつては、10人

八 町村×の選挙にあつては、10二人

2 法第百九十七条の二第四項の規定による届出をする場合においては、同条第三項に規定する期間を通じて、それぞれ前項各号に定める員数の五倍をこえない員数に限り、異なる者を届け出ることができるものとする。

3 法第百九十七条の二第四項の規定による届出は、その者を使用する前に、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選舉管理会）に対してしなければならない。

4 前項の文書を郵便で差し出す場合においては、引受時刻證明の

取扱いでこれを郵便局に託したときをもつて、法第百九十七条の二第四項の規定による届出があつたものとみなす。

第十二章の二を次のように改める。

第十二章の二 推薦団体の選挙運動の特例

（申請書）

第一百二十九条の二 法第二百一条の四第二項の規定による申請は、文書をもつてしなければならない。

（文書回函の掲示者の氏名等の記載）

第一百二十九条の三 法第二百一条の四第六項第二号に規定するポスター、立札及び看板の類を掲示する者は、その表面にその者の氏名及び住所並びに同条第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。

（文書回函の撤去）

第一百二十九条の四 法第二百一条の四第六項第二号に規定するポス

ター、立札及び看板の類を掲示した者は、推薦演説会が終了した場合においては、直ちにこれらを撤去しなければならない。

第十二章の三 政党その他の政治団体の選挙における政治活動

勧

(申請書)

第一百二十九条の五 法第二百一条の五第三項へ法第二百一条の六第二項及び法第二百一条の七において準用する場合を含む。) 及び法第二百一条の八第二項の規定による申請は、文書をもつてしなければならない。

(政談演説会の開催の届出)

第一百二十九条の六 衆議院議員及び参議院議員の選挙における法第二百一条の十第二項の規定による政談演説会の開催の届出は、自治大臣があらかじめ交付する届出用紙によつてしなければならない。

2 都道府県知事又は市長の選挙における法第二百一条の十第二項の規定による政談演説会の開催の届出は、それぞれ当該都道府県の選挙管理委員会又は当該市の選挙管理委員会が定める様式の文書によつてしなければならない。

第一百三十二条の三第一項の表中

五千枚	二千枚	七百枚
二千枚	五百枚	三百枚
五百枚	五百枚	三百枚
一百枚		

を

八千枚	三千五百枚
三千枚	八百枚
八百枚	八百枚
五百枚	五百枚

に改め、同表事項の欄中「第百七十四条第一項」を「第百七十三条第二項」に改め、同表に次の一項を加える。

法第二百九十七条の二第三項の報

請の支給を受けることができる者

三十人

二十人

五人

五人

三人

者の員数

法第二百九十七条の二第三項の報	三十人
請の支給を受けることができる者	二十人
者の員数	五人
	五人
	三人

省

白

第百三十二条の三項「一回」を「二回」に改め、同条第五項中「第百七十六条第一項」を「第百七十六条」に、「同条同項」を「同条」に改める。

「第百三十二条の四第一項の表中

法第百四十二条第一項 第一号から第三号まで の通常表記の数	法第百四十二条第一項 第一号及び第三号のボ スターの数	法第百七十四条第一項 の氏名等の掲示の開始 の日	法第百四十二条第一項 第一号から第三号まで の通常表記の数
六日 期日前 選舉の 二千枚	六日 期日前 選舉の 五百枚	六日 期日前 選舉の 五百枚	六日 期日前 選舉の 五千枚
六日 期日前 選舉の 五百枚	六日 期日前 選舉の 五百枚	六日 期日前 選舉の 二百枚	六日 期日前 選舉の 五百枚
六日 期日前 選舉の 五百枚	六日 期日前 選舉の 五百枚	六日 期日前 選舉の 一百枚	六日 期日前 選舉の 三百枚

を

法第百四十二条第一項 第一号から第三号まで の通常表記の数	法第百四十二条第一項 第一号及び第三号のボ スターの数	法第百四十二条第一項 第一号及び第三号のボ スターの数	法第百四十二条第一項 第一号から第三号まで の通常表記の数
八千枚	三千枚	三千五百枚	三千五百枚
八百枚	八百枚	八百枚	八百枚
五人	五人	五人	五人
三人	三人	百五十枚	五百枚

に

改め、同条第三項中「及び法第百六十四条の三（他の演説会の禁止

省

）」を削る。

第百三十二条の五第一項の表中

法第百四十二条の数	法第百四十四条の数
号のボスターの数	号の通常葉書の数
一千枚	三百枚
二百五 百枚	

を

自 治

法第百四十二条の数	法第百四十四条の数	葉書の数
一千七百枚	五百枚	
四百枚	五百枚	

に改める。

省

第一百三十二条の六第一項の表中

法第百四十二条第一項第五号の通常葉書の数	法第百四十二条第一項第四号のボスターの数
五百枚	十枚

二千枚	五百枚
一百枚	二百五
一千枚	二百五

を

法第百四十二条第一項第五号の通常葉書の数	法第百四十二条第一項第四号のボスターの数
五百枚	八百枚
五百枚	四百枚
五百枚	四百枚

改める。

第一百三十二条の七第一項の表中

法第百四十二条第一項第六号の通常葉書の数	法第百四十二条第一項第一項第六号の通常葉書の数
五百枚	二百五十枚
五百枚	一千枚

等の掲示の開始の日

明二日

明二日

を

に改

省

法第百九十七条の二第三項の報酬の支給を受けることができる者の員数	法第百四十二条第一項第六号の通常葉書の数
二人	四百五十枚
二人	一千七百枚

に改

法第百九十七条の二第三項の報酬の支給を受けること

め
る。

第一百三十二条の八第一項の表中

法第百四十二条第一項第七号の通常 タ一の数	葉書の数
法第百四十四条第一項第五号のボス	
百枚	百枚
百枚	三百枚

法第百四十二条第一項第	七号の通常葉書の数	五百枚
七号の通常葉書の数	五百枚	五百枚

十七委嘱二瑞の規定により通常運賃及び乗車券の使用する規則を一括り百七十七条第一項の規定により通常運賃、延長又は特種乗車券一に改めると。

第百四十一条の二「指定期間に就いては」の下に「、法第十一
義第三項」を加え、「~~法~~法第六十一条、法第六十三条、法第六十四
条」を「法第六十一条から法第六十四条まで」に、「法第百四十七
条第二項」を「法第百四十四条の二第一項」に、「法第百六十四
条の二第五項及び法第六項」を「法第百六十四条の二第四項及び法第五
項」に改め、「南の区域と」の下に「、区の長を」を加える。
而の後と」を加える。
第一百四十二条第一項中「並びに」の下に「第百二十七条の二、」
を加える。

法第百四十四条第一項第

百五十枚

百五十枚

法第一百四十四条第一項第
五号のボスターの数

11

i

に改める。

項の報酬の支給を受けれる

一
人

二
人

第三百三十二条の十二第二項本文中「法第百三十一条第四項の規定による標札」の下に「、法第百四十四条第二項の規定による証紙」を加え、「、法第百七十六条第一項の規定による特殊乗車券及び片道普通乗車券並びに法第百七十七条第一項の規定によるボスターに使用する用紙」を「並びに法第百七十六条の規定による特殊乗車券及び片道普通乗車券」に改め、同条ただし書中「法第百七十六条第一項の規定による特殊乗車券を、又は法第百七

十七条第二項の規定により通常運送及び特殊運送に付する車両を「法規百七十七号第一項の規定により通常運送、延航又は特殊運送若しくは片道普通乗車券」に改める。

第三百四十五条甲 「選挙人名簿登録証明書」の下記「、第三十四条
の二第一項の証明書一を加え、「第三百二十九条の二の規定による同
式證並びに第三百二十九条の三の規定による申請書」を「第三百二十八
条の二第三項の規定による届出書、第三百二十九条の二の規定によ

申請書、法第二百一一条の四第二項の規定による同款書、昭百二十九条の五の規定による申請書、法第二百一一条の八第二項の規定による同意書並びに昭百二十九条の六第一項の規定による届出書」に改める。

（第百四十六条第三項中「及び法第百六十四条の三」を削る。
第百四十七条第三項中「第三項」を「第一項」に改める。）

附 則

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この附則に特開の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの政令の施行の日へ以下「施行日」という。以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

（以下「新令」という。）

（閣僚政令の廃止）
公職選挙法に規定する選挙の選挙運動に関する支出金額の算出の基準額等を定める政令（昭和二十五年政令第九十号）は、廃止する。

（選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置）

施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を公示され、又は告示された参議院議員の選挙以外の選挙については、なお從前の例による。

（附則に關する経過措置）

（新）令の適用前にした行為及び前項の規定により從前の例により行なわれる選挙に關して、（新）令の適用後にした行為に対する罰則について、なお從前の例による。

裕仁

御前

国会議員の選挙等の執行経費の基
準に関する法律施行令の一部を改正す
る政令をここに公布する。

郵政大臣　卓小二郎
自治大臣　生井謙
内閣総理大臣　池田勇人